

# 弊社制作の各種データの扱い・権利について

## ■弊社にて制作した各種データ・デザインについて

弊社にて作成しましたデザインデータ(印刷データ、ウェブデータ、その他データ)は、基本的にお渡しすることはできません。デザインデータはお客様のロゴ・イラストであっても、法律上、弊社の著作物という扱いになり、制作費をお支払いいただき制作したものであっても著作権は弊社に存在します。

弊社が請求します一般的なデータ制作費につきましては「**著作権料・データ譲渡費用**」は含まれておりません。

例えば、デザイン会社等に依頼すると、ロゴマークなどの制作費に高額な費用がかかるのもそのためです。デザイン費・データ制作費の他に、二次使用料や著作権譲渡の費用も含まれた金額である契約の一例です。

## ■弊社にて制作したデータの二次使用について

弊社にて制作させていただいたデザインデータやイラスト、弊社オリジナルのデザインを元に、お客様自身が無断で別の用途にそのデザインを使用する事は「**同一性を保持する権利**」として法律で禁じられています。

例えば、カタログデータの一部や折込チラシデータなどで制作したものを無断で改変しポスターやステッカー、他社で制作するグッズ制作などで使用した場合などです。

そのようなご要望がある場合、まずは弊社の各担当者にご連絡いただきデータの二次使用をする旨の了承を取ると共に、別途【**著作物の二次使用料**】または【**著作物の譲渡料**】をお支払いいただく事で可能となります。

※金額に関しましては、データの制作時間、実データの規模や制作者の意向により変動いたします。そのため、お客様ごと、案件ごとにご提案・お見積りとさせていただきます。

## ■弊社にて制作したデータの譲渡について

原則として弊社にてデザイン・データ制作+印刷・各種ツール等の制作までの業務を行っております。この工程での印刷・各種ツール制作者とのやりとり以外でのデータの譲渡・送付は一切行っておりません。

例えば、お客様より他社制作会社様にて印刷・ツール制作を依頼する為、印刷データ・ツール制作入稿データ(AI、EPS、PDFなど)を送ってほしいというケースがございますが、基本的には別途データ譲渡費用をご負担いただく事で可能としています。ただし、制作内容の都合上、やむを得ずデータが必要な場合は、各担当者までご相談ください。

※印刷入稿データに関しては、文字の改変やデザインに手を加える(改変する)事は法律によって禁じられています。

以上の内容につきまして、弊社だけではなく全てのデザイン制作に携わる企業様が保有している権利です。デザインだけではなくプログラマーやイラストレーター、またはミュージシャンなど無形のアイデアを考案し形にして対価を得るビジネス全てが対象となります。

皆様のご理解ご協力の程、宜しくお願いたします。